

## 随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工事件名	5単独第42-110号野々井汚水中継ポンプ場引込受電盤真空遮断器修繕工事	
工事場所	取手市野々井1931番地1地内	
種別	電気	
工事概要	電気設備修繕工事 1式 高圧真空遮断器（VCB）交換 1式	
工事着手の時期	令和5年4月8日	
工事完成の時期	令和6年3月2日	
予定価格（税込）	4,400,000円	
契約年月日	令和5年4月7日	
契約金額	4,400,000円	
契約相手の選定理由	本工事は、引込受電盤内にある高圧真空遮断器の修繕工事であり、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。このことにより、取手地方広域下水道組合建設工事等随意契約運用基準第2条第2項第2号（地方自治法施行令167条の2第1項第2号）の規定に基づき上記会社と随意契約するものです。	
契約の相手方	住所	東京都品川区大崎1-11-1
	商号又は名称	安川オートメーション・ドライブ（株）
	代表者	原田 佳典

## 随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工事件名	5単独第33-302号緊急伊奈1号幹線修繕工事
工事場所	つくばみらい市谷井田地内
種別	土木一式
工事概要	污水管修繕工事1式 付帯工1式
工事着手の時期	令和 5年 4月 7日
工事完成の時期	令和 5年 5月 26日
予定価格（税込）	4,180,000円
契約年月日	令和 5年 4月 7日
契約金額	4,180,000円
契約相手の選定理由	当該工事は、伊奈1号幹線の破損による陥没発生に伴い、修繕対応が必要となることから早期対応を図るもので。当該損傷箇所はφ800mmのヒューム管で中大口径の修繕作業となり、令和3年度に同幹線の上流で同様の修繕を実施した実績があり、今回も早急な修繕対応が可能と回答をいただけた中川ヒューム管工業株式会社へ依頼することとし特命随意契約により執行するものです。実施にあたっては取手地方広域下水道組合建設工事等随意契約運用基準第3条（地方自治法167条の2第1項第5号）の規定に基づき随意契約により執行するものです。
契約の相手方	住 所 土浦市真鍋1-16-11 商号又は名称 中川ヒューム管工業（株） 代 表 者 中川 喜久治

## 随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工事の名称	5国補第36-4136-1号北部幹線二条化工事	
場所	取手市桑原地内	
種別	土木一式工事	
工事概要	管路施設工事 11.3 m 開削工事 11.3 m 管布設工 φ350mmDIP 4.5 m 管布設工 φ500mmVU 5.1 m マンホール工 1 箇所 付帯工 1 式	
工事着手の時期	令和5年7月20日	
工事完成の時期	令和5年7月31日	
予定価格(税込)	4,257,000円	
契約年月日	令和5年7月19日	
契約金額	4,257,000円	
契約相手の選定理由	<p>本工事は、現在施工中の4国補第36-136号北部幹線二条化工事において、当初予期し得なかった現場条件の変更に伴い、生じた追加工事であります。</p> <p>この追加工事箇所は、現工事と同じく地下水位が高く、土質も悪いため、施工に際しては現場状況の熟知および交通規制が必要となります。</p> <p>よって、現場条件等を十分に把握した、本体工事の請負業者である(株)茨城光松園に履行させることにより、工期の短縮並びに安全円滑かつ適正な施工が確保できることから、建設工事等随意契約運用基準第4-(1)-2及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約により執行するものです。</p>	
契約の相手方	住所	茨城県取手市桑原597番地
	商号又は名称	株式会社茨城光松園
	代表者	福田敦之

## 随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工事件名	5単独第42-313号山王新田汚水中継ポンプ場 引込受電盤真空遮断器修繕工事						
工事場所	つくばみらい市山王新田168番地内						
種別	電気						
工事概要	電気設備修繕工事 1式 高圧真空遮断器（V C B）交換 1式						
工事着手の時期	令和5年7月20日						
工事完成の時期	令和6年1月25日						
予定価格（税込）	3,498,000円						
契約年月日	令和5年7月19日						
契約金額	3,410,000円						
契約相手の選定理由	<p>本工事は、引込受電盤内にある高圧真空遮断器の経年劣化に伴い早期に対応が必要な修繕工事であるとともに、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>このことにより、取手地方広域下水道組合建設工事等随意契約運用基準第2条第2項第2号（地方自治法施行令167条の2第1項第2号）の規定に基づき上記会社と随意契約するものです。</p>						
契約の相手方	<table border="1"> <tr> <td>住所</td><td>東京都千代田区神田錦町2-2-1</td></tr> <tr> <td>商号又は名称</td><td>日新電機（株）</td></tr> <tr> <td>代表者</td><td>奥田 朗人</td></tr> </table>	住所	東京都千代田区神田錦町2-2-1	商号又は名称	日新電機（株）	代表者	奥田 朗人
住所	東京都千代田区神田錦町2-2-1						
商号又は名称	日新電機（株）						
代表者	奥田 朗人						

## 随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工事の名称	5単独第66-4114-1号枝線工事	
場所	取手市中原町地内	
種別	土木一式工事	
工事概要	取付管およびます工 11 箇所 付帯工 1 式	
工事着手の時期	令和5年7月29日	
工事完成の時期	令和5年8月19日	
予定価格(税込)	2,024,000円	
契約年月日	令和5年7月28日	
契約金額	2,024,000円	
契約相手の選定理由	<p>本工事は、現在施工中の4国補第66-114号枝線工事において、当初予期し得なかつた現場条件の変更に伴い生じた追加工事であります。</p> <p>既設構造物及び現場条件等を十分に把握した、本体工事の請負業者である石塚建設株式会社に履行させることにより、工期の短縮並びに安全円滑かつ適正な施工が確保できることから、建設工事等随意契約基準第4-(1)-2及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約を執行するものです</p>	
契約の相手方	住所	取手市小文間3857
	商号又は名称	石塚建設株式会社
	代表者	石塚幸貞

## 随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工事の名称	5単独第41-009号県南CCNo.1-1汚泥脱水機修繕工事	
場所	取手市小文間173番地内	
種別	機械器具設置	
工事概要	No.1-1汚泥脱水機修繕 1式	
工事着手の時期	令和5年7月29日	
工事完成の時期	令和6年3月4日	
予定価格(税込)	19,800,000円	
契約年月日	令和5年7月28日	
契約金額	19,800,000円	
契約相手の選定理由	<p>本工事は、No.1-1汚泥脱水機の経年劣化による不具合の復旧及び分解整備を目的としているため、製造会社の工場へ搬出し、分解整備を行った後、現場へ再設置する工事である。</p> <p>したがって、既設の設備と密接不可分の関係にあり、既設設備の製造会社以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>このことにより、取手地方広域下水道組合建設工事等随意契約運用基準第2条第2項第2号(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)の規定に基づき上記会社と随意契約するものです。</p>	
契約の相手方	住所	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
	商号又は名称	メタウォーター株式会社
	代表者	丸田 賢一郎

## 随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工事の名称	5国補第66-4105-2号枝線工事	
場所	取手市野々井地内	
種別	土木一式工事	
工事概要	取付管およびます工 6箇所 付帯工 1式	
工事着手の時期	令和5年8月8日	
工事完成の時期	令和5年9月2日	
予定価格(税込)	1,045,000円	
契約年月日	令和5年8月7日	
契約金額	1,045,000円	
契約相手の選定理由	<p>本工事は、現在施工中の4国補第66-105号枝線工事において、当初予期し得なかつた現場条件の変更に伴い生じた追加工事であります。</p> <p>既設構造物及び現場条件等を十分に把握した、本体工事の請負業者である上田建設株式会社に履行させることにより、工期の短縮並びに安全円滑かつ適正な施工が確保できることから、建設工事等随意契約基準第4-(1)-2及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約を執行するものです</p>	
契約の相手方	住所	取手市井野台5-11-20
	商号又は名称	上田建設株式会社
	代表者	田中 真弓